

とちぎ福祉プラザ

施設案内



とちぎ福祉プラザは、障害者をはじめとする県民の幅広い交流と社会参加、自主的な福祉活動を支援していくことで、県民がともに支えあう地域社会をつくることを目指すとともに、だれもが使いやすい施設を目指しています。

とちぎ福祉プラザは、ハートビル法・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例、宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例の認定建築物です。

施設の概要

●施設の概要

- 敷地面積 17,355 m²
- 延床面積 本館 9,393 m² 附属棟 836 m²
- 主な構造 鉄筋コンクリート造 4階建 一部地下1階

●施設の主な設備

- 視覚障害者誘導システム
シグナルエイドに反応して音声案内を行うシステムです。
- 電光表示板（各階廊下など）
火災時に火災情報を文字でお知らせする電光掲示のシステムです。平時には、館内のお知らせやイベント情報などを表示します。
- バリアフリータイプのモデルルーム
だれもが使いやすい住環境を提案するモデルルームを1階に設けました。実際に体験して利用できます。
- 体感音響設備（ボディソニック）
音を聴覚だけでなく体で感じていただけるよう、1階のレクリエーション室、2階の第1研修室に設置しています。
- フラットループ補聴システム
ご利用の補聴器へ、鮮明な音声や音楽をお届けするため、フラットループを多目的ホールや研修室などに敷設しました。
- その他
 - エレベーターに、緊急連絡用のモニターやフットスイッチを設置
 - トイレの中に火災時に緊急事態を知らせるフラッシュランプ内蔵火災表示灯を設置

施設の機能

●交流・自立促進機能

- 障害者をはじめ幅広い県民の交流と社会参加の活動を支援、バリアフリーのモデル施設としての機能
(多目的ホール、とちぎ視聴覚障害者情報センター、調理実習室、モデルルーム、交流ロビーなど)

●情報発信機能

- 民間福祉活動の専門性と総合性を発揮した福祉情報の収集・加工及び発信の機能
(福祉情報コーナーなど)

●人材養成機能

- 福祉従事者やボランティアなど福祉を支える幅広い人材の養成と県民啓発の機能
(研修室、ボランティアルームなど)

●ネットワーク機能

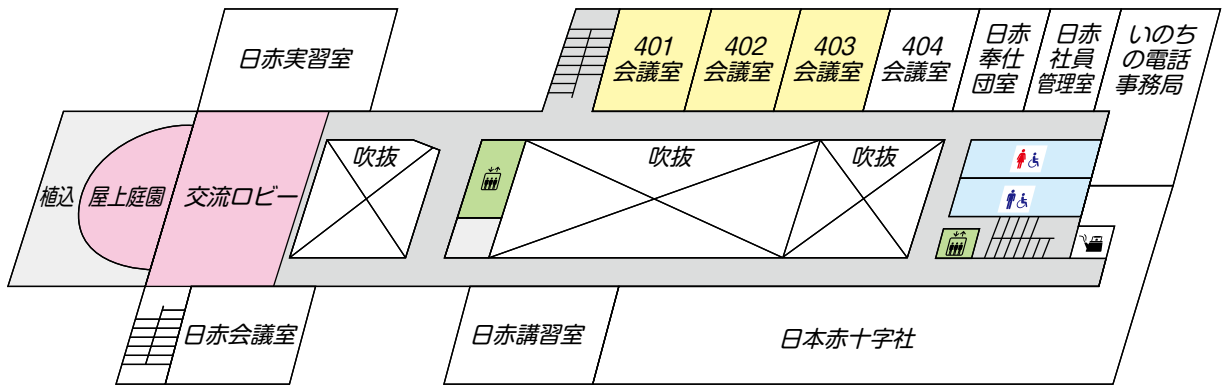
- 民間福祉団体の活動と相互の連携を支援する拠点としての機能
(福祉団体等事務室、会議室など)

障害者スポーツセンター（わかくさアリーナ）

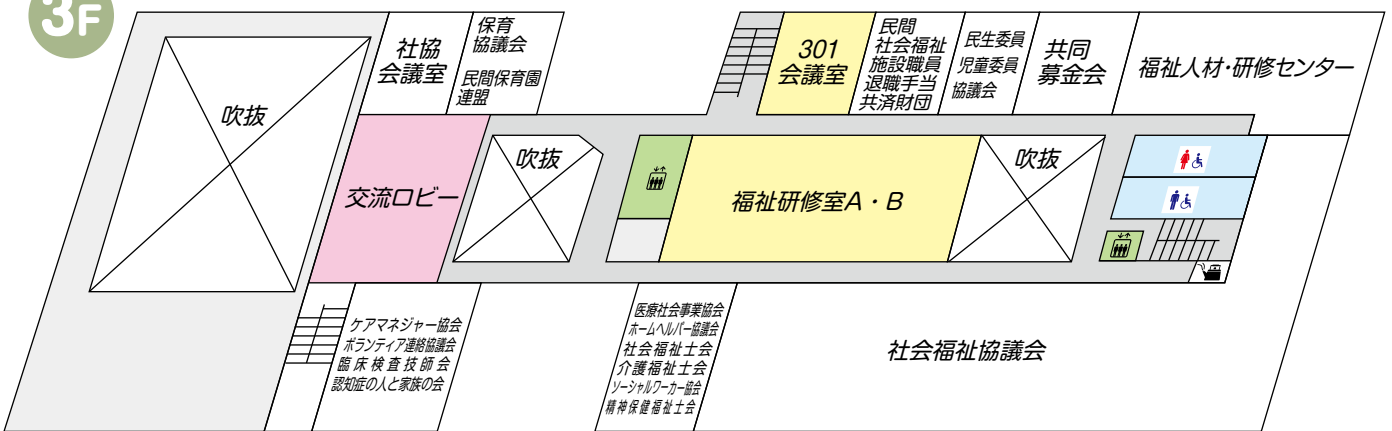


館内案内

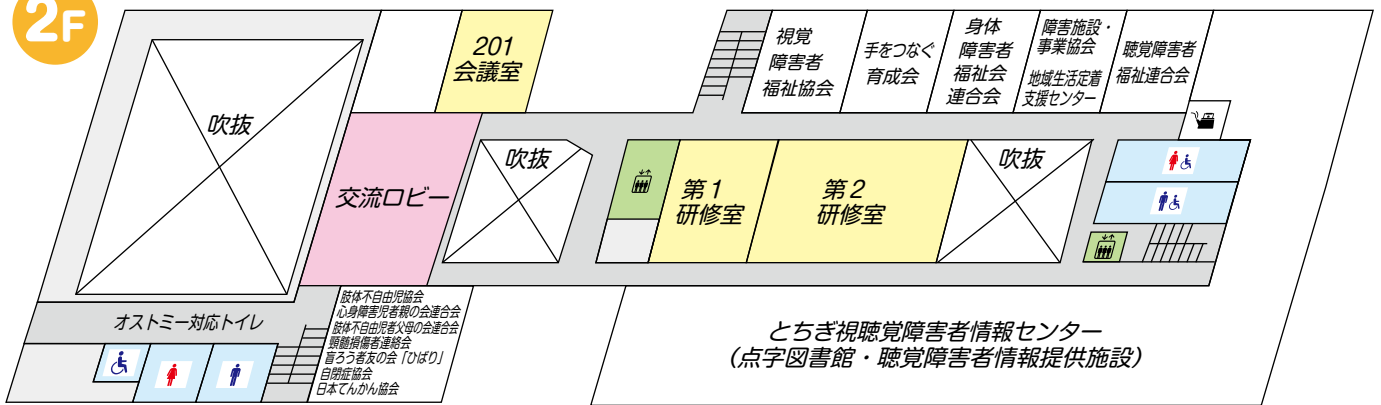
4F



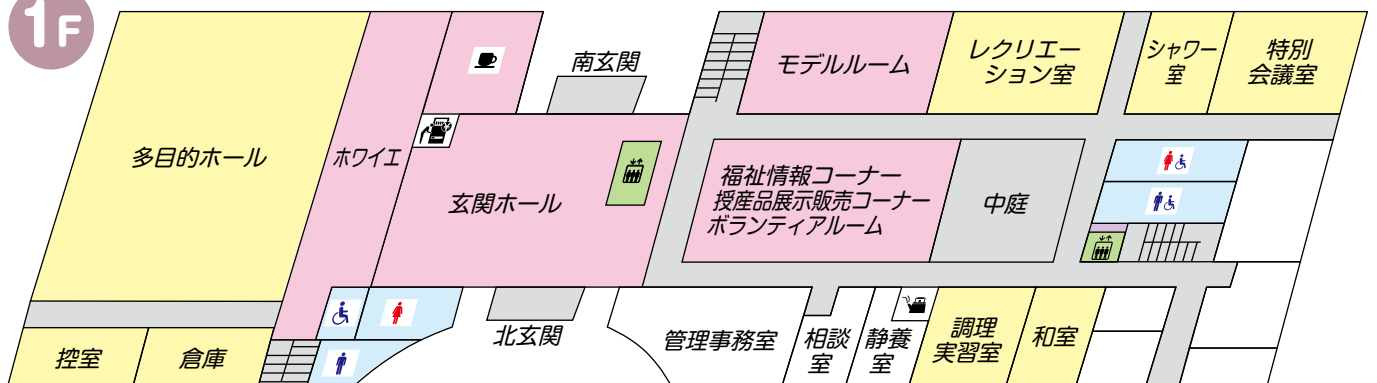
3F



2F



1F



※身体障害者団体連絡協議会、障害者スポーツ協会は、障害者スポーツセンターへ移転しました。

施設・設備

- 定員を超えての利用はできません。 ● 机、椅子の追加貸し出しはできません。 ● 多目的ホール、レクリエーション室での飲食はできません。

階層	施設名称	面積（定員）	主な利用方法
1	多目的ホール	400㎡（308席）	講演会、発表会、展示会など多目的な用途にご利用できます。 主な設備 フラットループ補聴システム、可動椅子、昇降ステージ、ビデオプロジェクター（250インチ）、音響・設備簡易操作卓、マイク
	特別会議室	104㎡（24席）	円卓での会議に利用できます。机の移動はできません。 主な設備 フラットループ補聴システム、テレビ、マイク
	レクリエーション室	103㎡（20人程度）	ダンス、盲人卓球等軽運動に利用できます。 主な設備 ボディソニック床、シャワー室、マイク
	和室	12.5畳（10人程度）	茶道、華道、マッサージ講習などに利用できます。 主な設備 花器、茶器
	調理実習室	61㎡（調理台5/25人）	調理実習・講習会などに利用できます。 主な設備 昇降式調理台・フラットループ補聴システム、マイク
	その他	福祉情報コーナー、授産品展示販売コーナー、ボランティアルーム、モデルルーム、喫茶軽食コーナー	
2	第1研修室	100㎡（63席）	一般研修室、体感音響を使用したビデオ映写会などにも利用できます。 主な設備 ボディソニック床、フラットループ補聴システム、ビデオプロジェクター（100インチ）、マイク
	第2研修室	139㎡（84席）	一般研修室 主な設備 フラットループ補聴システム、ビデオプロジェクター（100インチ）、マイク
	201会議室	58㎡（30席）	一般会議室（3人掛け）
	とちぎ視聴覚障害者情報センター		視聴覚障害者情報提供施設として、点字図書や字幕入りビデオなどの閲覧、貸出しなどを行います。
3	福祉研修室	238㎡（165席）	大規模な研修に利用できます。 主な設備 フラットループ補聴システム、ビデオプロジェクター（150インチ）、マイク
	301会議室	68㎡（32席）	一般会議室（2人掛け）
4	401会議室	68㎡（32席）	一般会議室（2人掛け）
	402～403会議室	52㎡（30席）	一般会議室（3人掛け）



多目的ホール



特別会議室



第1研修室

貸出施設利用料

施設区分	利用時間区分	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
		1 階	多 目 的 ホ ー ル	9,420円
特 別 会 議 室	2,500円		3,350円	2,500円
レクリエーション室	2,500円		3,350円	2,500円
和 室	1,250円		1,670円	1,250円
調 理 実 習 室	1,560円		2,080円	1,560円
2 階	第 1 研 修 室	2,500円	3,350円	2,500円
	第 2 研 修 室	3,130円	4,180円	3,130円
	2 0 1 会 議 室	1,250円	1,670円	1,250円
3 階	福 祉 研 修 室	5,630円	7,530円	5,630円
	3 0 1 会 議 室	1,560円	2,080円	1,560円
4 階	4 0 1 会 議 室	1,560円	2,080円	1,560円
	4 0 2 会 議 室	1,250円	1,670円	1,250円
	4 0 3 会 議 室	1,250円	1,670円	1,250円

【備考】

- ①専ら商品の広告もしくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。
- ②個人でレクリエーション室を利用する場合の料金は、利用者1人1回（2時間）当たり100円とする。

附属設備及び器具の利用料金

名 称	施設区分	単位	利用料金
オーバーヘッドプロジェクター（OHP） （パソコンには接続できません）	上記の施設の利用料金の表に掲げる施設、 その他	式	200円
液晶データプロジェクター （DVD再生機能はついていません）	上記の施設の利用料金の表に掲げる施設、 その他	式	2,200円
ピアノ	多目的ホール	台	3,450円
持込器具電源使用料	多目的ホール	500W	200円

【備考】

- ①この表における利用料金の額は、施設の利用料金の表に定める利用時間区分ごとの額とする。
- ②この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力500Wごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力に500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。

利用料金の免除

「障害者をはじめとする県民の幅広い交流及び社会参加並びに自主的な福祉活動の支援を直接の目的として利用する場合」は、利用料金を申請により2分の1に減額することができます。詳しくは、お申込みの際におたずねください。

利用案内

開館時間

午前9時～午後9時まで
(日曜日は午後5時まで)
有料貸出施設以外は午後5時まで

休館日等

平日にあたる国民の祝日に関する
法律に定める休日
毎月第1日曜日
12月29日から翌年1月3日

利用許可の 基準

次に該当する場合については利用の許可をしませんので、ご注意ください

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき
- (2) 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき
- (3) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
- (5) 政治団体・グループ又はそれを目的としての利用
- (6) 宗教活動を目的としての利用（お祈り・説法・総会等）
- (7) 商品の販売（原則としてとちぎ福祉プラザ内での現金の授受は不可）
- (8) 団体・グループ等への勧誘を目的とした利用
- (9) パーティ等飲食のみを目的とする場合や娯楽目的等の利用
- (10) マルチ商法や靈感商法など不当な利益を目的としている団体・会社・個人の利用
- (11) 衛生上支障があるとき
- (12) 多目的ホールにおける楽器の演奏、歌唱等を目的とした出音を伴う利用で、ホワイエから多目的ホールへの入口内側における最大音量が80デシベルを超えるもの（詳細は別途定める）
- (13) その他のプラザの管理上支障があると認められるとき
 - ① 設備の点検、修理の場合
 - ② 駐車場が不足する場合
 - ③ 多目的ホール、レクリエーション室での飲食

利用禁止 事項

- (1) 施設定員を上回る入場
- (2) 利用許可の譲渡、転貸
- (3) 利用許可を受けていない施設の利用
- (4) 会議室にマイク等の設備を持ち込みでの利用
- (5) 飲酒
- (6) 火気（ガスコンロ等）の持ち込み使用、スモークの使用
- (7) ホール以外での楽器の演奏及び合唱等
- (8) 壁等へのポスターチラシ等の掲示
- (9) 5日を超えての連続利用
- (10) 会議資料等の事前配達の代理受取

利用の流れ

予 約

- ①電話・窓口等で予約をお受けします。
※初めてご利用いただく際には、利用者概要を必ず提出していただきます。
- ②予約なしでも、ホームページ上から空き情報を確認しながら、直接利用申請をすることもできます。

※ご利用は、**利用日の属する月の6か月前の初日から**、予約・利用申請を受付します。

※福祉関係団体等が福祉を目的に利用する場合、利用日の8か月前の日の属する月の5日から、利用申請が可能です。（但し、優先利用団体として事前に登録が必要です。詳細については別途お問い合わせください）

※栃木県からの福祉に関する委託事業を実施するための利用は、1年前からの予約・利用申請が可能です。

利用予約開始日（利用日の属する月の6か月前の初日）の受付は、利用日が競合することが多いため、午前9時30分までに来館された方々によって受付順序の抽選を行います。お電話での予約受付は午後1時30分以降になります。

利 用 申 請

- ①来館、又はホームページ上からインターネット回線を利用して利用申請書を提出してください。
- ②ホームページ上で利用申請書をダウンロードし、郵送又はFAXでの提出もお受けします。

許 可

- ①利用許可書と利用料金振込通知書を送付します。

事 前 打 合 せ

- ①多目的ホールを利用する際には、遅くとも利用日の10日前までに事前打合せを行います。
- ②それ以外の施設の利用も、必要に応じて事前打合せを行います。

利 用 料 支 払 い

- ①納付期限までに、振込により利用料の支払いをお願い致します。
- ②送付した専用振込用紙を利用して足利銀行窓口で振込をした場合のみ、振込手数料は無料です。

利 用

- ①窓口にご利用許可書・利用料金振込通知書（又は振込んだことが証明できるもの）を提示後、鍵の貸出をします。

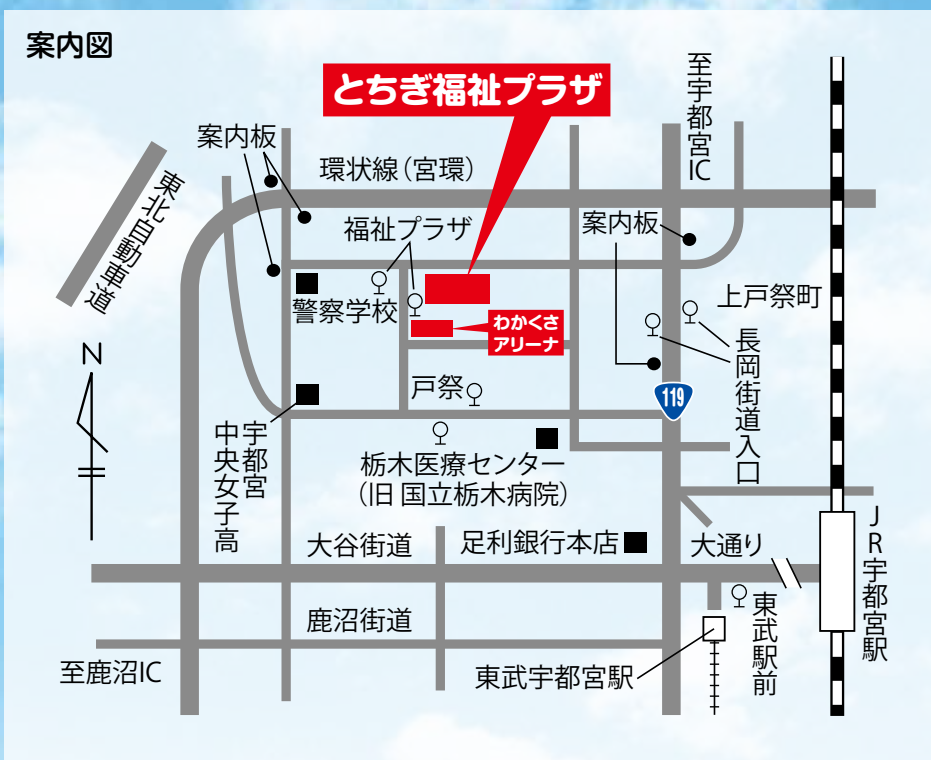
利 用 後

- ①原状復帰し、忘れ物等がないか確認のうえ、施錠して点検票と一緒に鍵を返却してください。

その他

- ①取消や変更がある際には、所定の届出書を提出いただく必要がありますので、わかった時点でご連絡ください。利用日の前日までに提出がない場合には、利用料の還付はできませんので、ご注意ください。
- ②館内での物品の販売、現金の収受はできませんので、ご注意ください。
- ③利用施設の定員は厳守してください。椅子等の追加貸し出しはできません。
- ④準備から片付けまでを利用時間内で行ってください。
- ⑤駐車台数が限られていますので、極力公共交通機関の利用をお願いします。

案内図



- 【交通機関】**
- ① JR宇都宮駅から関東バス『清住町経由細谷車庫』行きの「戸祭」下車
(乗車時間約25分)、徒歩約8分
 - ② JR宇都宮駅から関東バス『西塙田経由宝木団地』行きの「福祉プラザ」下車
(乗車時間約25分)、すぐ
 - ③ JR宇都宮駅から関東バス『山王団地』、『石那田』、『日光東照宮』行きの
「長岡街道入口」下車 (乗車時間約25分)、徒歩約5分
 - ④ 東武宇都宮駅からは関東バス「東武駅前」から乗車、運行先及び下車場所は
①・③と同じです。(乗車時間約20分)
- 【自家用車】** * 東北自動車道宇都宮インターから約15分、鹿沼インターから約20分

【開館時間】 * 午前9時から午後9時まで。(日曜日は午後5時まで)
* 有料施設関係以外は午後5時まで。

【休館日等】 * 国民の祝日に関する法律に定める休日 (日曜日又は土曜日は除く)
* 毎月第1日曜日
* 12月29日から翌年1月3日

とちぎ福祉プラザ

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6
TEL 028-621-2940 FAX 028-621-5433
URL <http://www.tochigi-fukushi-plaza.org>